

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第4区分  
 【発行日】令和5年10月27日(2023.10.27)

【国際公開番号】WO2023/095915  
 【出願番号】特願2023-540912(P2023-540912)

【国際特許分類】

**B 3 2 B 27/32(2006.01)**

**B 3 2 B 7/027(2019.01)**

**B 3 2 B 9/00(2006.01)**

**B 6 5 D 65/40(2006.01)**

10

【F I】

B 3 2 B 27/32 E

B 3 2 B 7/027

B 3 2 B 9/00 A

B 3 2 B 27/32 Z

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月4日(2023.7.4)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリプロピレンを含む基材層と、無機酸化物を含む蒸着層と、ガスバリア層と、をこの順に備え、

前記基材層が、少なくとも第1スキン層、コア層及び第2スキン層の3層をこの順に備える多層構造を有し、

30

前記基材層の各層の軟化温度を局所熱分析(LTA)にて測定したときに、前記第1スキン層は120以上少なくとも一つの軟化温度が存在し、前記コア層は190以上に少なくとも一つの軟化温度が存在し、前記第2スキン層は160以下に少なくとも一つの軟化温度が存在し、前記第2スキン層に存在するいずれの軟化温度よりも高い軟化温度が、前記第1スキン層に存在する、バリアフィルム。

【請求項2】

前記第1スキン層の軟化温度をLTAにて測定したときに、120以上170以下に少なくとも一つの軟化温度が存在する、請求項1に記載のバリアフィルム。

【請求項3】

40

前記第2スキン層の軟化温度をLTAにて測定したときに、120以上160以下に少なくとも一つの軟化温度が存在する、請求項1に記載のバリアフィルム。

【請求項4】

前記第1スキン層及び前記第2スキン層が、プロピレンと - オレフィンとの共重合体を含む、請求項1に記載のバリアフィルム。

【請求項5】

前記基材層の各層の軟化温度をLTAにて測定したときに、前記第1スキン層及び前記第2スキン層に存在するいずれの軟化温度よりも高い軟化温度が、前記コア層に存在する、請求項1に記載のバリアフィルム。

【請求項6】

50

前記第 1 スキン層及び前記第 2 スキン層の厚さが、いずれも 2 . 0 μ m 以下である、請求項 1 に記載のバリアフィルム。

【請求項 7】

前記蒸着層が、酸化アルミニウム及び酸化ケイ素からなる群より選択される少なくとも 1 種を含む、請求項 1 に記載のバリアフィルム。

【請求項 8】

前記ガスバリア層が、水酸基を有する水溶性高分子と、金属アルコキシド、シランカップリング剤、及び、それらの加水分解物からなる群より選択される少なくとも 1 種とを含む、請求項 1 に記載のバリアフィルム。

【請求項 9】

前記第 1 スキン層の前記コア層とは反対側の面上に、前記蒸着層が形成されている、請求項 1 に記載のバリアフィルム。

10

【請求項 10】

前記第 1 スキン層と前記蒸着層との間にアンカーコート層を備える、請求項 9 に記載のバリアフィルム。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載のバリアフィルムと、シーラント層とを備え、前記シーラント層がポリオレフィンを含む、積層体。

【請求項 12】

前記バリアフィルムの前記シーラント層とは反対側の面上に第 2 基材層を更に備え、前記第 2 基材層がポリオレフィンを含む、請求項 11 に記載の積層体。

20

【請求項 13】

請求項 11 に記載の積層体を製袋してなる包装袋。

30

40

50